

生駒市路上喫煙防止条例（案）

パブリックコメントでいただいたご意見と市の考え方

○意見募集期間 平成27年8月3日（月）から9月3日（木）まで

○意見提出者数 12人

郵送6人 ファクス2人 電子メール4人

○意見提出件数 28件

生駒市環境モデル都市推進課

生駒市路上喫煙防止条例（案）に対するご意見及び市の考え方

意見の概要	頂いたご意見の概要	市の考え方	意見数
条例化に賛成する意見	人通りが少なく監視の目がない場所では、平気で喫煙するのではないかと。周囲への受動喫煙やマナーのない行動が多く見受けられるので、路上での喫煙は制限すべき。	条例案への意見を聞くために開催した「生駒市路上喫煙の防止対策懇話会」でも、市民や関係団体の代表者から、駅前だけではなく、住宅街、通学路についても、歩きながらの喫煙やたばこのポイ捨てが目につくといった意見が出されました。歩行者に火傷を負わせたり、衣類に焼け焦げをつける等の迷惑行為を未然に防止し、安心安全を確保するため、この条例では、市内全域の公共の場所での路上喫煙を禁止することとしています。	4
条例化に反対する意見	喫煙自体が個人の自由意志による行為であることもあり、マナーやモラルの問題を条例により規制すべきではない。喫煙そのものが制限される環境になれば、たばこの売上低迷により廃業する小売店が多くなることが予想される。	この条例の趣旨は、喫煙行為そのものを否定するものではなく、公共の場所での他人の身体・財産に危険を及ぼすおそれのある路上喫煙を規制し、一定のルールを守った喫煙を徹底しようとするものです。市民、事業者、行政が互いに協力しながら、マナーの向上に向けた取り組みを進めたいと考えています。	2
喫煙所を確保すべきという意見	<p>喫煙所が設置されている公共施設が少ないため、道路での喫煙を制限されてしまうと、外で喫煙する場所がなくなるのではないかと。年間数億円のたばこ税を納めている喫煙者の立場を考えて、喫煙所の確保をお願いしたい。</p> <p>喫煙者と非喫煙者の双方にとって快適である街づくりをすすめるためにも、複数の喫煙所を整備する必要がある。共存を図りながら安全、健康で美しく快適な生活環境の確保を目指していくべきである。</p> <p>条例の実効性を高めるために、規制を守ることができる環境を整備する必要がある。</p> <p>重点地区内には条例遵守、マナー向上のため、喫煙所の設置は複数箇所に必要である。</p>	<p>この条例では、特に人通りが多く、喫煙による被害を防止する必要性が高い場所を「路上喫煙禁止重点地区」に指定することができ、特に必要がある場合は、指定喫煙場所を設けることができます。</p> <p>重点地区周辺での違反やポイ捨て等を防ぐとともに、公共の場所でのルールに則った喫煙を徹底するために、適切な喫煙場所の配置は必要であると考えています。</p> <p>市の公共施設については、引き続き受動喫煙を防止するための対策を徹底してまいります。施設の設置目的や利用者の傾向、建物の状況等を勘案しながら、分煙を徹底するための喫煙設備を設置することの適否を施設ごとに検討したいと考えています。</p>	9

喫煙所を確保すべきでないという意見	路上には喫煙所を設けないでほしい。灰皿だけの喫煙所では煙が広がり、受動喫煙の被害が生じてしまう。	喫煙による被害を防止し、一定の場所でルールに則った喫煙が徹底されるよう、「路上喫煙禁止重点地区」を指定した場合は、一定の指定喫煙場所を設置することを想定していますが、設置に当たっては、歩行者等の動線、建物の出入口との距離等を充分考慮するとともに、煙を極力拡散させないための仕切り(パーテーション)を設置するなど、受動喫煙を防止するための措置を講じることとします。	1
周知の徹底を要望する意見	喫煙制限に係る周知やマナー啓発は徹底的に実施していただきたい。	屋外での喫煙による火傷や受動喫煙による被害、吸殻のポイ捨てによる環境の悪化等を防止するというこの条例の目的や喫煙規制の内容について、市民や事業者の皆さんに的確にお伝えするための周知啓発を積極的に進めてまいります。	3
ポイ捨てに関する意見	ポイ捨て禁止についての周知も同時に行うべきではないか。たばこのポイ捨ては、減っておらず、目立たないマンホールや道路側溝に捨てられるようになっています。	ポイ捨ての禁止については、平成23年1月から施行している「生駒市まちをきれいにする条例」で禁止規定を設けています。 まちをきれいにする条例により実施しているポイ捨て等の啓発活動などの取組と連携しながら、路上喫煙防止の啓発を積極的に進めていきます。	6
	路上喫煙禁止重点地区を設けることにより、重点地区以外の区域で、吸い殻の散乱が懸念される。	喫煙による被害を防止する必要性が高い場所として「路上喫煙禁止重点地区」を指定した場合は、周辺でのポイ捨てを防止するためにも適切な喫煙場所を設置する必要があると考えています。	
事業者の取組に関する意見	駅構内及び駅周辺は市民が自由に出入りする場所なので、規制すべきではないか。条例案の中では事業者の管理区域となり、規制できないように記載されている。	この条例では、市内全域の公共の場所での路上喫煙を禁止することとしており、駅周辺の歩道や広場などについても規制の対象となります。特に人通りが多く、喫煙による被害を防止する必要性が高い場所は、「路上喫煙禁止重点地区」に指定し、罰則が適用されることとなります。 駅構内など私有地については、条例の規制が及ばないところですが、鉄道事業者を含め事業者においては、受動喫煙や火傷の被害が及ばないようにするための環境整備(灰皿の撤去、移設等)の努力義務が課されることとなりますので、積極的な取組を促していきたいと考えています。	1
罰則の適用に関する意見	罰則が適用される重点地区については、地域の実情及び特性を十分に考慮し、必要最低限の指定を希望する。	「路上喫煙禁止重点地区」は、特に人通りが多く、喫煙による被害を防止する必要性が高い場所を指定することができるもので、重点地区内で路上喫煙を行い、勧告・命令に従わなかった場合には過料を科すこととしています。 条例に罰則を設けているのは、金銭の徴収が目的ではなく、違反者等に条例の目的を理解してもらい、マナーやモラルの向上を図るためですが、重点地域の具体的な場所については、地域の状況を踏まえ、市民や関係団体の皆さんのご意見を伺った上で、施行から1年を目途に決定したいと考えています。	2